



鳥取県公報

平成16年7月6日(火)
第7600号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の退任 (495) (日野総合事務所農林局)	1
	保安林の指定施業要件の変更 (496) (＃)	1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (497) (障害福祉課)	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (498) (＃)	2
	土地改良法による換地処分 (499) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (500) (森林保全課)	3
	都市計画事業の認可 (501) (都市計画課)	3
	建築基準法による道路の位置の指定 (502) (建築課)	3
公 告	平成16年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課)	4
	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職 (司書)) の実施 (＃)	7
	平成16年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) の実施 (＃)	9
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	11

告 示

鳥取県告示第495号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月6日

鳥取県日野総合事務所長 木 村 康 志

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 岡 覺 日野郡日南町花口1111

平成16年6月3日退任

鳥取県告示第496号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年7月6日

鳥取県日野総合事務所長 木 村 康 志

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、1035の16、1035の53

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第497号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	八頭郡河原町大字谷一木1033 - 1	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	八頭郡河原町大字谷一木1033 - 1	居宅介護	平成16年7月10日

鳥取県告示第498号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	八頭郡河原町大字谷一木1033 - 1	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	八頭郡河原町大字谷一木1033 - 1	居宅介護	平成16年7月10日

鳥取県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、赤碕町

が行う土地改良事業に係る平田ヶ平地区（第1工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第500号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字別府字横岩721の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
気高町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
気高都市計画公園事業 4・4・1号浜村砂丘公園
- 3 事業施行期間
平成16年7月6日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 鳥取県気高郡気高町大字浜村字西濱地内
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年7月6日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市西倉吉町12 - 3 有限会社牧不動産センター 代表取締役 牧 廣	東伯郡羽合町大字長瀬字下政長 674 - 9、675 - 1、676 - 10	幅員 6.00メートル 延長 76.06メートル

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年7月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一 般 事 務	8名程度
土 木	2名程度
電 気	1名程度
船舶乗組員（航海士）	2名程度
警 察 事 務	1名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

一般事務にあっては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小学校、中学校若しくは県立学校に、土木、電気及び船舶乗組員（航海士）にあっては知事の事務部局、企業局の事務部局等に、警察事務にあっては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額138,800円のほか諸手当が支給される。ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額133,248円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は、次のとおりであること。

- ア 一般事務、土木及び電気 昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までの間に生まれた者
- イ 船舶乗組員（航海士） 昭和44年4月2日以降に生まれた者

ウ 警察事務 昭和56年4月2日から昭和62年4月1日までの間に生まれた者

(2) 船舶乗組員(航海士)の受験資格は、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条第1項の規定による海技士(航海)に係る免許(同法第5条第1項第1号に規定する一級海技士(航海)から五級海技士(航海)までの資格に係るものに限る。以下「免許」という。)を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 一般事務、土木、電気又は船舶乗組員(航海士)の試験を受ける者で日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験(多肢選択式)及び適性試験(多肢選択式)

イ 土木、電気及び船舶乗組員(航海士)

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び記述式)

(2) 試験の期日

平成16年9月26日(日)

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部記念講堂及び1号館 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務、土木、電気及び船舶乗組員(航海士)については、鳥取県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木、電気及び船舶乗組員(航海士)

作文試験、面接試験及び適性検査

イ 警察事務

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

ア 一般事務、土木、電気及び船舶乗組員(航海士)

平成16年10月25日(月)及び同月26日(火)

イ 警察事務

平成16年10月29日(金)

(4) 試験の場所

ア 一般事務、土木、電気及び船舶乗組員(航海士)

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年10月12日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年11月11日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 一般事務、土木、電気又は船舶乗組員(航海士)に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、船舶乗組員(航海士)の試験に合格した者であっても、平成17年3月31日までに免許を受けることができなければ、採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年8月12日(木)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成16年8月27日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年7月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（司書））

2 採用予定者数

1名程度

3 対象となる職

教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額148,500円のほか諸手当が支給される。ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額142,560円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた者であること。

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の司書の資格を有する者又は平成17年3月31日までに取得見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成16年9月26日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部記念講堂及び1号館 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成16年10月25日(月)及び同月26日(火)

(3) 試験の場所

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年10月12日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年11月11日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、平成17年3月31日までに5の(2)に定める司書の資格を取得することができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年8月12日(木)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成16年8月27日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消

印に準ずるもののあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成16年7月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	13名程度
警察官（女性）	2名程度

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額156,700円のほか諸手当が支給される。ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額150,432円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験の期日

平成16年9月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	160センチメートル以上であること。	153センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。	43キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験の期日

平成16年10月20日（水）及び同月21日（木）

(3) 試験の場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年9月30日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年11月4日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」と

いう。)により提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年8月12日(木)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成16年8月27日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア CRT運転適性検査器(ブラウン管を利用した運転適性検査器) 一式

イ 動体視力計 一式

ウ 夜間視力計 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年10月1日から平成21年9月30日まで

(4) 納入期限

平成16年9月30日(木)

(5) 納入場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからウまでに掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金

額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成16年7月6日（火）から同年8月9日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

- (1) 問合せ先
〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857 - 23 - 0110（内線2225）
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で交付する。
- (3) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成16年8月9日（月）午後2時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月6日（金）午後5時までとする。）
鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年7月16日（金）午後3時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

